

# 規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称： サービス産業動態統計調査規則  
規制の名称： サービス産業動態統計調査の実施  
規制の区分： 新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。  
担当部局： 総務省統計局統計調査部経済統計課  
評価実施時期： 令和6年2月

## 1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

### ① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。  
簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件：   i  

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	<b>規制の導入に伴い発生する費用が少額</b> 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	<b>規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの</b> ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

iii	<p><b>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p><b>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</b></p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p><b>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</b></p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p><b>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</b></p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p><b>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。</li> <li>・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。</li> </ul> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

## 2 規制の目的、内容及び必要性

### ② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

一国経済に占めるサービス分野の重要度が増す中、サービス産業の生産活動の実態は、近年、産業横断的な構造統計の整備が行われ、毎年詳細に把握されるようになったが、月次の基幹統計調査は存在しない。累次にわたる「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）において、既存のサービス産業動向調査（総務省所管の一般統計調査。以下「動向調査」という。）の基幹統計化や、動向調査及び特定サービス産業動態統計調査（経済産業省所管の一般統計調査。以下「特サビ調査」という。）の整理・統合に向けた検討に着手することなどが検討課題として掲げられている。また、四半期別GDP速報（以下「QE」という。）の改善や景気動向の把握の観点から、これらの調査の結果精度の向上や一層の公表早期化等が求められている状況である。

以上のような状況をベースラインとする。

### ③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

#### 【課題及び課題の発生原因、規制導入の経緯】

それぞれの行政機関に統計の機能を分散させる分散型の統計作成体制を採る我が国において、分野横断的な経済統計の体系的整備は古くからの課題であった。特に、従前は、産業ごとに異なる年次・周期で複数の大規模統計調査が実施されており、我が国の経済構造を、同一時点で網羅的に把握できない状況にあった。公的統計を体系的に整備していくことは、統計の有用性を確保する上で極めて重要であり、こうした観点からは、まず「基幹統計」を統計体系の根幹を成すものとして整備することが必要である。

これに対応するため、平成21年（2009年）以降、産業横断的な基幹統計である経済構造統計を作成する調査として、経済センサス - 基礎調査及び経済センサス - 活動調査（以下、両者を指して単に「経済センサス」という。）や経済構造実態調査を、順次、創設・充実してきた。

その結果、令和4年（2022年）以降、企業の売上高といった基礎的な情報を、毎年、同一時点において産業横断的に把握可能となり、また、経済構造統計という同一の概念で、シームレスに

接続できるようにしたことで、結果精度や時系列比較の面でも大きな改善が見られている。

毎年のサービス産業の生産活動の実態は、これらの基幹統計調査で詳細に把握されることとなった一方で、製造業や卸・小売業と異なり、月次の基幹統計は整備されていないなど、サービス分野の統計の体系的整備は道半ばの段階である。具体的には、累次にわたる基本計画において、動向調査の基幹統計化や、動向調査及び特サビ調査の整理・統合に向けた検討に着手することなどが検討課題として掲げられ、また、QEの改善や景気動向の把握の観点から、これらの調査の結果精度の向上や一層の公表早期化等が求められている状況である。

本件は、上記状況を課題として捉え、動向調査及び特サビ調査を整理・統合し、サービス産業動態統計調査を基幹統計調査として実施することとするものである。統計法の規定により、基幹統計については、報告義務等の規制が当然に発生するものであるが、本件は、規制の新設を主眼としたものではなく、公的統計の体系的整備を図るものであり、規制の新設は副次的な作用である。

#### 【規制の内容】

サービス産業動態統計調査（基幹統計調査）の創設により、月次の基幹統計調査を実施し、選定された調査対象企業等の代表者及び調査対象事業所の管理責任者に対して、毎月調査への回答を義務付けるものである。調査事項は、売上（収入）金額、従業者数等である。

#### 【非規制手段との比較】

上記で述べたとおり、「基幹統計」は統計体系の根幹を成すものであり、サービス分野の統計整備に当たっては、月次の基幹統計調査の創設が不可欠である。

一方、基幹統計の指定に当たっては、基幹統計調査には報告義務が課されること等の観点も含めて検討する必要がある。

今般、統計委員会において専門的な見地から審議を行った結果、「積年の課題に対応するものであり、経済統計の体系的整備に大きく寄与するものとして高く評価」でき、「基幹統計として指定することが適当」との答申を得たことも踏まえ、規制手段を選択することとした。

### 3 直接的な費用の把握

#### ④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

##### 【遵守費用について】

本規制は、サービス産業動態統計調査規則を新設することにより、サービス産業動態統計調査を実施し、調査対象企業等の代表者及び調査対象事業所の管理責任者に対して、毎月調査への回答を義務付けるものである。調査事項は、売上（収入）金額、従業者数等である。

これらの規制を遵守するための費用は、回答者の調査回答に係る時間に相当すると仮定すると、以下のようになる。なお、基幹統計調査として創設されるサービス産業動態統計調査は、調査対象者の負担軽減等も考慮し、これまで一般統計調査として実施してきた動向調査及び特サビ調査を整理統合して行うものであり、大幅な遵守費用の増加は想定されない。

・回答者の賃金（一人当たり）：311.8千円（月額）

（出典）厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査の概況」

第1表「性別賃金、対前年増減率及び男女間賃金格差、対前年差の推移」

男女計の一般労働者の賃金

・回答時間（1回当たり）：15分

よって、規制を遵守するための遵守費用は、1回答当たり487.2円（※1）と見積もることができ、仮に、毎月全ての調査企業等・調査事業所から回答があったとすると、1年間で約2億2,216万円（※2）と見込まれる。

（※1）  $311.8 \text{ 千円} \div 20 \text{ 日} \div 8 \text{ 時間} \div 60 \text{ 分} \times 15 \text{ 分}$

（※2）  $\text{※1} \times 38,000 \text{（調査対象：企業等 } 13,000 \text{、事業所 } 25,000 \text{）} \times 12 \text{ か月}$

##### 【行政費用について】

サービス産業動態統計調査の実施に係る費用が発生する。

令和6年度予算（案）：サービス産業動態統計調査（仮称）経費 1.5億円

#### ⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載す

ることが求められる。

規制緩和でないため、該当しない。

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本規制に伴う副次的な影響及び波及的な影響は特段想定されない。

#### 5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

該当しない（本規制の検討段階やコンサルテーション段階において、本評価書等の活用は行っていないが、統計委員会の審査の過程で、評価の要素となるサービス産業動態統計調査の調査対象者の範囲の妥当性や負担軽減の観点からの調査項目の設定の妥当性の検討が行われた。

<参考>

諮問第 179 号の答申

サービス産業動態統計の指定及びサービス産業動態統計調査の承認について  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000917064.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000917064.pdf)。

#### 6 事後評価の実施時期等

- ⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

サービス産業動態統計調査規則の施行後、3～5年後を目途に行う予定である。

- ⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

サービス産業動態統計調査創設後の回答状況（回収率、郵送・オンラインの回答率等）の分析や調査対象企業等へのヒアリング等を通じ、調査に係る費用や間接的な影響を把握する。